

算定基礎届及び月額変更届の提出について

神奈川県プラスチック事業健康保険組合

年金事務所に提出する必要事項記載済の「被保険者報酬月額算定基礎届」の写し(A4コピー)と同封の「健康保険 被保険者月額算定基礎届 総括表」を記入の上、健康保険組合用の届出書として提出してください。

事業所記号の訂正、標準報酬月額の上下限、70歳以上の被保険者の確認等をお願いいたします。

～～ 注意事項 ～～

1. 事業所の整理記号と被保険者番号

組合の事業所整理記号(数字3桁)を年金事務所の事業所整理記号・事業所番号の横の余白に記載してください。

また、被保険者番号が当健康保険組合と年金事務所で相違している者については、訂正をお願いします。

2. 提出様式について

年金事務所の算定基礎届には、個人番号欄が設けられています。健保組合提出分については、記載の必要はありませんが、年金事務所への提出分については、70歳以上の方については必ず記載が必要です。

届出用紙については、旧様式でご提出いただいても差し支えありません。

総括表については、年金事務所への提出は廃止されましたが、健康保険組合には、提出をお願いいたします。

※自社で独自の用紙を作成している事業所や電子媒体で提出する事業所については、昨年同様の提出で差し支えありません。

※月額変更届には、変更の前月以降4ヵ月分の出勤簿、賃金台帳を添付してください。

算定基礎届につきましても、確認が必要な場合は、賃金台帳、出勤簿の写しをご提出いただく場合がありますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

3. 7月から9月までに月額変更が予定されている場合

厚生労働省より令和元年11月5日付「健康保険被保険者報酬月額算定基礎届の取扱いについて」により7月から9月までのいずれかにの月から標準報酬月額を改定され又は改定されるべき被保険者については、算定基礎届の提出が不要となりました。省略する場合には、下記について注意の上、ご提出願います。

- ・該当者については、備考欄に「〇月額変更予定」と記載。または、改定予定者一覧(被保険者番号、被保険者氏名記載)を作成の上、算定基礎届と併せて提出してください。
- ・改定予定者が改定の要件に該当しなくなった場合には、速やかに算定基礎届を提出してください。

なお、改定予定者について今まで通り記入の上、提出されても構いません。

裏面に 計算での注意事項 を載せてあります
ご確認ください

報酬月額計算での注意事項

- ① 支払基礎日数17日未満の月は除外
4～6月の間に支払基礎日数が17日以上がない場合は、保険者算定に。
- ② 支払基礎日数が17以上の月の報酬総額を計算。
特例：短時間就労者(パートタイマー)については、各月とも17日未満の場合は、15日以上報酬を対象に計算。備考欄に赤字で「パート」と記入。
- ③ 報酬の平均額を計算
②で計算した報酬総額を、支払基礎日数が17以上の月の数で割る。

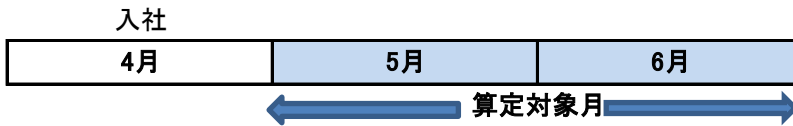
■ 4月・5月の途中入社の場合

5月31日以前に入社した被保険者は、算定基礎届の提出が必要。しかし、途中入社月で給与が1ヶ月分支給されていない場合、入社月の翌月からが算定対象月となる。

Q. 4月の途中入社で月給制の被保険者が、4月は日割りで18日分の給与を支給した場合、4月の支払基礎日数が17日以上あるため、4・5・6月の3ヶ月間の平均を報酬月額として算定しますか？

A. 4月は、月の途中採用であり、報酬も日割りで支払われているために本来受ける額とは異なる。被保険者が9月以降に受けるであろう月額を算定するので、5月と6月の2ヶ月の平均で標準報酬月額を決定。

※5・6月分の報酬で定時決定



■ 6ヶ月分の通勤手当が支給された場合

6ヶ月分の通勤手当が支給されたときは、4・5・6月の3ヶ月に、それぞれ6分の1の額を算入して報酬月額を計算。

■ 報酬の範囲に含まれる賞与(年4回以上支給)が支給された場合

報酬の範囲に含まれる賞与が支給されたときは、4・5・6月の各月の報酬に、7月1日前1年間に支給された賞与の総額の12分の1を算入して、報酬月額を計算。

■ 休業手当が支給された場合

一時帰休(レイオフ)による休業手当が支給された場合は、その休業手当を含む3ヶ月で報酬月額を算定。

なお、その届書には各月に実際支払われた額を記入。(支払基礎日数にも休業手当支給日を加えて記入)

ただし、すでに一時帰休が解消され、通常の報酬が支払われている場合は、休業手当等を受けた月を除いて報酬月額を算定。

■ 育児休業中等の場合

算定基礎月に育児休業中で、4～6月の報酬が支払われていない場合、育児休業中に育児休業手当を受けている場合、長期に病欠して報酬が支払われない場合は従前の標準報酬月額で決定。(介護休業も同様)

■ 年間平均による保険者算定

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合、通常の方法で報酬月額の算定をすることが著しく不当であると認められる場合

↓↓↓

当年の4月、5月及び6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までに受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間2等級以上の差を生じた場合で、この差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

↓↓↓

保険者算定の申立手続き

- ① 被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書
- ② 保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書
- ③ 申立に対して、事業主は前年7月から当年6月迄の被保険者の報酬等を記載した書類
- ④ その被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その旨を附記して提出

提出期限……令和3年7月12日(月)